

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>二王子温泉病院</u>	<u>新発田市大字虎丸452</u>
	介護老人保健施設	新発田市虎丸452		(略)	(略)
	<u>二王子</u>			介護老人保健施設	新発田市虎丸452
				<u>日輪館</u>	
(略)			(略)		
十日町市	(略)	(略)	十日町市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>中条病院</u>	<u>十日町市大字中条己2941</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
聖籠町	(略)	(略)	聖籠町	(略)	(略)
	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町		新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町
	<u>新潟聖籠病院</u>	<u>諏訪山997番地</u>			<u>諏訪山997番地</u>
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中央区	(略)	(略)	新潟市中央区	(略)	(略)
	特別養護老人ホーム	新潟市中央区関		特別養護老人ホーム	新潟市中央区関
	せきやの里	屋大川前2丁目		せきやの里	屋大川前2丁目
		7番12号			7番12号
	<u>地域密着型特別養</u>	<u>新潟市中央区本</u>			
	<u>護老人ホーム く</u>	<u>馬越2丁目15-</u>			
	<u>りの木</u>	<u>34</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。